

## 子ども・子育て支援新制度に関する推進方針

### 【趣旨】

平成24年8月10日に「子ども・子育て支援法」が成立し、市町村は国の基本指針に即した5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

計画策定にあたっては、ニーズ調査を行い、把握したニーズを踏まえ、給付及び事業の見込み量、提供体制・確保策の内容及びその時期等を明記することになります。

子ども・子育て新制度の根幹となる同計画の策定にあたって、本市における地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえたものとなるよう、次に示す推進体制で進めます。

### 【推進体制】

#### 【村上市子ども・子育て会議】

##### (組織)

委員は15人以内とし、互選により委員長及び副委員長を置く。

##### (構成)

- ・保護者
- ・学識経験者
- ・子ども・子育て支援の関係者
- ・市長が認める者  
(公募含む)

##### (任期)

2年とし、再任は妨げない。

##### (設置)

平成25年7月18日

#### 子ども・子育て会議の役割

- ・ニーズ調査に基づく意見聴取
- ・意見の反映
- ・計画策定・変更における審議  
(過剰に見積もっていないか、不足していないか。)
- ・計画の推進及び実施状況の調査  
審議
- ・計画の点検、評価、見直し

#### 【村上市子ども・子育て支援事業計画】

- ・市域内の区域の設定
- ・幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
- ・幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保策の内容及び実施時期
- ・市の定める区域毎に利用定員を定める。
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

地域の実情に応じた子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進

### 【庁内推進体制】

関係課からなるワーキングチームによる推進体制

(名称) 人口減少問題対策委員会子育て支援部会 ⇒ 村上市子ども・子育て会議のワーキングチームとして実働

(構成員) 関係課13人で構成 その他必要に応じメンバーに加える

福祉課、地域福祉課、保健医療課、学校教育課、生涯学習課

##### (所掌事務)

- ・村上市子ども・子育て会議の進行管理
- ・村上市子ども・子育て支援事業計画の策定業務
- ・関係課との連携・調整

(設置) 平成25年4月23日